

二〇一三年生活保護改革の概要と問題点

木下武徳

はじめに

二〇一三年は生活保護改革が大幅に進められる年になる。二〇一三年春に生活保護基準（生活扶助）を子どものいる世帯を中心に大きく切り下げる予算が成立し、この八月から実施される。また、六月末には国会運営の問題で廃案になったが、次の二つの法案が提出されていた。一つは、生活保護法改正法案（以下「改正法案」）であり、生活保護の申請抑制となる書類添付・扶養義務の強化、不正受給対策、後発薬品原則使用等を規定した。もう一つは、生活困窮者自立支援法案（以下「自立支援法案」）であり、生活困窮者のための自立相談支援事業、中間的就労等を規定した。これらの法案は与党が賛成しているため、今年度中に国会で成立される見込みである。

二〇一三年の改革は、憲法第二十五条で規定された国民の生存権を保障する最後のセーフティネットである生活保護に直接に影響する大きな改革で

ある。そこで本稿の目的は、二〇一三年のこれらの三つの改革の内容と問題点について明らかにすることである。以下、それぞれの改革内容についてみていき、最後に生活保護改革の課題について検討したい。

1. 生活保護基準の切り下げの概要と問題点

(1) 生活保護基準切り下げの概要

まず、生活保護基準の切り下げについては、二〇一三年一月三十一日の第二回社会保障審議会の資料を参考に見ておこう。生活保護の食費や衣類、光熱費等の扶助である生活扶助基準の見直しとして、三年間かけて段階的に見直し（Ⅱ切り下げ）を行うとしており、三年間で約六七〇億円（二〇一三年度は約一五〇億円）が抑制できるとされている¹。その内訳は大きく次の二つが根拠とされている。

第一に、二〇一二年から開催された社会保障審

議会生活保護基準部会の検討結果から、「年齢・世帯人員・地域差による影響を調整」して「財政効果」（Ⅱ切り下げ）が九〇億円ある。生活保護基準部会は、「平成二十二年全国消費実態調査」の個票データに基づき、第一・十分位階層、つまり国民の所得の低い人から高い人まで順に均等人数で一〇グループを作った時に最も所得の低いグループの低所得世帯で、食費や衣類、光熱費等の生活扶助に相当する支出額（生活扶助相当支出額）と生活保護利用世帯の生活扶助基準額とを比較して、生活扶助基準が高いか低いかを検証した。その結果、年齢・世帯人員・地域差の観点から比較すると、どれも生活扶助基準額の方が高いとされたのである。

低所得世帯の消費実態と生活保護基準額の比較をすると、以下の表1のようになった。例えば、夫婦と子二人の四人世帯の場合、低所得世帯の消費実態は一五万九千円であるが、生活保護基準額は一八万六千円と、生活保護基準が一六・五％高い。六〇歳以上の高齢者の单身世帯の場合、同じ

く七万七千円に対して生活保護基準額は七万三千円と四・三％低いと試算された。しかし、後述のように物価の水準が勘案され、生活保護基準は全体的に抑制されることになる。

表 1 低所得世帯の消費実態と生活保護基準額の比較（厚生労働省の試算）

世 帯	①低所得世帯の消費実態	②現行の生活保護基準額	②と①の比較
3人世帯（夫婦と子1人）	約14万3千円	約15万7千円	+9.3%
4人世帯（夫婦と子2人）	約15万9千円	約18万6千円	+16.5%
単身世帯（60歳以上の高齢者）	約7万7千円	約7万3千円	-4.3%
2人世帯（60歳以上の高齢者夫婦）	約10万8千円	約10万6千円	-1.6%
単身世帯（20～50代）	約7万7千円	約7万8千円	+1.7%
母子世帯（母親と18歳未満の子1人）	約13万1千円	約13万9千円	+5.5%

注1）①は年収が下位10％にある世帯で、年齢、地域などの違いを補正した額。

注2）②は、①の低所得世帯が仮に生活保護を受給した場合の全国平均額。

出典）朝日新聞（2013年1月16日夕刊）「生活保護額 低所得層の支出と比較」

第二に、二〇〇八（平成二〇）年以降の物価の低下があると勘案して、生活扶助の「本体分」で五一〇億円、生活扶助の「加算分」で七〇億円の「財政効果」があるとしている。

以上の二つの「財政効果」で六七〇億円を引き下げるという（二〇一三年度概算要求の生活扶助予算一兆一六九億円との比較で六・五％の減額となる）。

実は、それに加えて、第三に、正月等で年末に支出が増えることに對する「期末一時扶助」（一人当たり一万四一八〇円（都市部である一級地の金額）のスケールメリットを勘案して、約七〇億円の抑制がなされる。これは世帯人数が多い場合に、世帯人数倍した額（二人世帯で二万八三六〇円、三人世帯で四万二五四〇円等）が支給されていたが、低所得世帯では期末一時扶助に相当する額がそれほど増えない（例えば、二人世帯で一・六三倍）。そのため、複数人世帯で期末一時扶助が多くなりすぎるとされ、切り下げることになった。さらに加えて、第四に、受給者が働いて得た収入から仕事に関する経費（月一万円程度）を差し引く「特別控除」の廃止で一・一〇億円を抑制することになった。厚生労働省の行った調査から、自治体（福祉事務所）によって特別控除の運用にばらつきがあり、またその効果もないという自治体もあり、生活保護基準部会の最終報告書で「制度創設当初の目的、役割はすでに終えている」とされた^④。

以上の四つの生活扶助基準の抑制策によって、生活保護支出は合計八五〇億円（生活保護費の国負担分の八・五％）を抑制することになった。これは一九五〇年の生活保護法成立以来の大幅な生活扶助基準の切り下げとなる。

厚生労働省の「生活扶助基準額の見直しの具体例」によれば、最も下げ幅の大きい世帯は、子どものいる世帯であり、都市部の夫婦と子二人の四人世帯である。この世帯では、現在の生活扶助基準は二万二千元であるが、二〇一五（平成二七）年度には二〇万二千元になり、約二万円の切り下げとなる（表2参照）。また低所得世帯よりも生活水準が低いとされた六〇代の単身世帯でも、都市部では八万一千円から七万九千円と二千元の切り下げとなる。

(2) 生活保護基準切り下げの問題点

生活保護基準の切り下げは、最近の動きではなく、二〇〇〇年以降大きな政策課題とされてきた。例えば、二〇〇三年に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」を通して、多数世帯の基準額の切り下げ（二〇〇五年度）、高齢加算の廃止（二〇〇六年度）、母子加算の廃止（二〇〇九年度）などが行われてきた。二〇〇七年には「生活扶助基準に関する検討会」、二〇一一年には「生活保護基準部会」を設置し、生活保護基準の見直し（＝切り下げ）が検討されてきた。

表2 生活扶助基準額の見直しの具体例（都市部の場合）

世 帯	①現在の生活扶助基準額	②2015年以降の額	削減額
3人世帯（夫婦と子1人）	約17万2千円	約15万6千円	1万6千円
4人世帯（夫婦と子2人）	約22万2千円	約20万2千円	2万円
単身世帯（60代）	約8万1千円	約7万9千円	2千円
2人世帯（60代夫婦）	約12万2千円	約11万7千円	5千円
単身世帯（20～40代）	約8万5千円	約7万8千円	7千円
母子世帯（母親と18歳未満の子1人）	約15万円	約14万1千円	8千円

注）冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。端数処理により合計・差額が一致しないことがある。

出典）厚生労働省（2013）「生活保護制度の見直しについて」『第25回社会保障審議会資料』2013年1月31日より抜粋して作成

そのなかで、二〇一三年は大幅な切り下げとなったのである。そこで二〇一三年の切り下げの問題について考えてみよう。それは次の六点が指摘できる。

第一に、厚生労働省は消費者物価指数（CPI）

を二〇〇八年と二〇一一年で比較しているが、二〇〇八年は石油高騰の時期であり、物価が異常に大きく上昇した年であった。これにより、大幅に物価下落を算定してしまっている。

第二に、厚生労働省は物価の算定のために、生活扶助で通常購入しない品目を除いた「生活扶助相当CPI」を作成したが、この数値による物価下落は四・七八となっていた。全国のCPIの下落は二・三五であり、生活扶助相当CPIは通常よりも多く物価下落させた。その原因は、厚生労働省は、生活保護利用者がほとんど購入することのない電気製品を多く買ったことにしたからである。テレビやカメラ等の電気製品の物価は大きく下落しているが、その影響を過大に積算した。研究者らはこれにより生活保護基準は三〇〇億円も過大に切り下げられたと指摘している^⑤。

第三に、生活保護基準の検討には、民間最終消費支出や全国消費実態調査が参考にされてきたが、今回はこれらに初めて物価指数を加えた。しかし、これは、生活保護基準の決定方法に大きな変更を伴うが、生活保護基準部会で検討されていなかった。消費支出の変化に加えて、さらに物価水準の変化を付け加えることの妥当性や正当性についても検討もなされないまま、導入されてしまったのである。

第四に、そもそも生活保護基準部会等で示された最低生活費に関する調査研究はすべて現行の生活保護基準は最低生活費よりも低いことを証明し

た^⑥。例えば、若年単身世帯の住居費を除いた生活保護費は八万五、一九九円（一級地一）であるが、金澤（二〇一二）による最低生活費の試算は一万九、三二〇円である。それにもかかわらず、最終的な部会の結論としてこれらの研究成果とは逆の結果を導きだしている。

第五に、生活保護基準を引き下げることで、生活保護基準を援用している就学援助や介護保険料や保育料等の免除など国や自治体の三〇あまりの事業で支援が受けられなくなる人が多数出てくる^⑦。このことによって生活保護基準は生活保護を利用する世帯だけの問題でなく、多くの一般の低所得世帯にも影響が及ぶことが浮き彫りになった。

第六に、二〇一二年に生活保護制度について検討した財務省財政審の分科会では、第一・十分位ではなく、第一・六十十分位などを参考に、さらに低所得の世帯と比較検討することを提案している^⑧。生活保護基準と比較対照する低所得世帯の基準を大幅に下げることによって生活保護基準をさらに引き下げようというのである。このような安易な方法ではなく、最低生活保障の水準とはいかなるものか真摯に検討することが求められている。

2. 生活保護法改正法案の概要と問題点

(1) 生活保護改正法案の概要

次に、国の生活保護法改正法案については、

二〇一三年五月に開催された厚生労働省の全国の生活保護関係係長を集めた会議資料で確認しておこう^⑤。この法案の趣旨は「今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行う」ことを目的としている。その主な内容としては次の四点が挙げられる。

第一に、就労インセンティブの設定であり、①就労収入の一部を積み立て保護廃止時に一時金を支給する「就労自立支援給付金」創設、②ハローワークで求職活動などを一定程度以上行っている者に原則六カ月間、月五〇〇〇円を給付する「就労活動促進費」創設、③就労収入を得た場合に収入認定せず手元に残せる金額を増やす「勤労控除の拡大」などがある。

第二に、生活保護利用者の健康管理および金銭管理を利用者の「責務として位置づけ」、福祉事務所の利用者に対する健康面や家計簿作成の助言指導および調査権限を強化することである。

第三に、不正・不適正受給対策の強化として、①福祉事務所の調査権限の拡大、②不正受給の罰金を三〇万円から一〇〇万円に引き上げ、徴収金の上乗せ、③生活保護費から不正受給の金額を徴収可能とすること、④扶養義務者に対する報告を求めることである。

第四に、医療扶助の適正化であり、①指定医療機関の要件や取消要件の明確化、更新制の導入、②国による医療機関への直接指導、③後発医薬品

の原則利用である。

(2) 生活保護法改正法案の前進点と問題点

ア 生活保護法改正法案の前進点

この法案の前進点として、就労インセンティブを拡充したことが挙げられる。生活保護には就労のための「生業扶助」があるが、これまでほとんど使われてこなかった。二〇〇五年度に高校進学費が生業扶助に位置づけられ、生業扶助利用世帯が急増したので、高校進学以外の生業扶助利用世帯数が分かるその前年の二〇〇四年度でみると、全国で一〇二一世帯しかなかった^⑥。つまり、生活保護では常に就労自立が言われてきたが、就職活動に伴う経費（交通費等）は生活扶助でまかなわなければならず、就職活動すればするほど生活費を切り詰めなければならない。今回の改定では、こうした就労に伴う費用をカバーしうる金銭的な援助が若干拡大されるようになり、金銭的には就労活動がしやすくなると言える。

イ 改正法案の問題点

一方、この法案の問題点として、少なくとも次の三点は指摘しておかなければならない。

第一に、先の国の説明にはないが、生活保護申請時の必要書類提出の義務化である。現行法では申請書がなくても申請できるし、必要な内容を福祉事務所の職員が記載すればよいので、文字の書

けない人や目の見えない人等でも口頭で申請ができる。また行政職員が「水際作戦」のために申請書を書けない場合、なんらかの用紙に必要事項を書いて申請することもできる（ただし、落し物扱いにされることもある）。しかし、法案第二四条は、申請のためには厚生労働省の定めた申請書、資産（預貯金、生命保険等・収入（年金証書等）・求職活動状況、扶養義務者の扶養状況、その他の厚生労働省が定めた書類を申請時に提出しなければならないとしている（現在は申請後に必要書類を提出するのが一般的である）。これらの書類を書くための証明書類を集めるために、申請がこれまでより一層困難になる。特に、必要な書類を職員に確認しなければならぬため、最低でも二回は福祉事務所に行かなければ申請もできない。これは現行法では申請権侵害である「水際作戦」を合法化するものである。これによって、国民の生存権は大幅に後退することになってしまう。

第二に、扶養義務の強化、つまり家族や親戚に実質的に扶養を強制することである。扶養義務の強化は、親戚に迷惑がかかるからと生活保護の申請をためらわせたり、親戚から生活保護を利用しないよう圧力がかかったり、貧しい兄弟に仕送りが実質的に強制されて、家族関係を悪化させ、社会的孤立が進む可能性がある。これでは、生存権は保障できず、また家族の精神的・物質的サポートも失うことになる。

第三に、就労インセンティブおよび不正受給の

罰金強化も、人は金で動かせると考えていることである。確かにそのような側面もあるかもしれないが、それと同時に、またはそれ以上に重要なことは、学歴取得、職業訓練の受講、傷病の回復・リハビリの支援、年齢・性・外国人差別の禁止、日常生活自立の支援、相談員の適切な職業アセスメントと励まし、有効求人倍率や最低賃金の上昇、正規労働の拡大などをしっかり実行していくことが重要である。これらができればそもそも貧困に陥る人も少なくなるはずである。

3. 生活困窮者自立支援法案の概要と問題点

(1) 自立支援法案の概要

生活困窮者自立支援法案については、二〇一三年三月に開催された厚生労働省の全国社会・介護局関係主管課長会議の資料で確認しておこう。¹⁾この自立支援法案の目的は、「生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を進めていくことにある(二番)」。この生活困窮者対策は、年金や雇用保険などの社会保険制度の「第一のセーフティネット」と生活保護の「第三のセーフティネット」の間に「第二のセーフティネット」を充実させることによって、「生活保護を受けることなく、自立することが

可能となるよう」にすることを狙いとしている。¹²⁾

この自立支援法案の具体的な施策としては、第一に、福祉事務所を設置する自治体を実施すべき「必須事業」として、①生活困窮者の総合的な相談支援や、「中間的就労」などの「就労訓練事業」のあつせんをする「自立相談支援事業」¹³⁾、②離職で住宅を失った生活困窮者等に原則三カ月間を上限として支給する「住居確保給付金」がある。とりわけ、自立相談支援事業は新たに相談支援の窓口を設けて、専門的な支援、様々な支援事業、関係機関・団体とのネットワークを実行することが重要とされている(図1参照)。

第二に、自治体の判断に任せて実施される「任意事業」として、③日常生活自立、社会生活自立段階から就労訓練を実施する「就労準備支援事業」、④住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所や衣食の提供等をする「一時生活支援事業」、⑤家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあつせん等をする「家計相談支援事業」、⑥生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」等が規定されている。

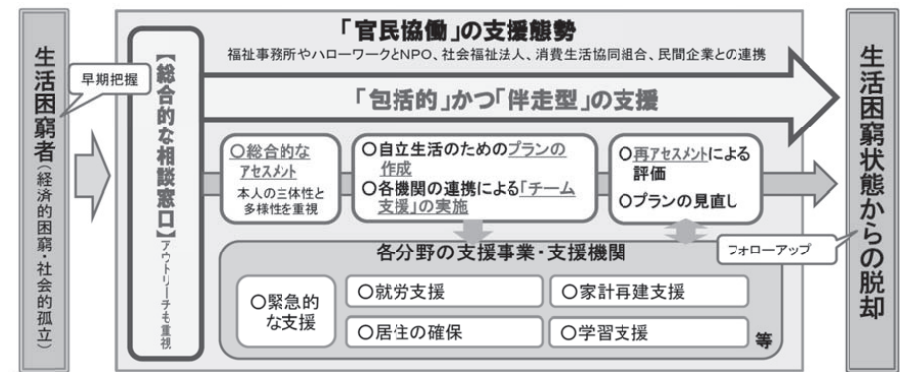
(2) 自立支援法案の前進点と問題点

ア 自立支援法案の前進点

この自立支援法案の前進点は次の四点が挙げられる。

第一に、失業して雇用保険や年金では収入が不

図1 総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援



出典) 厚生労働省 (2012) 『生活支援戦略』に関する主な論点 (案) 『第9回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料』 2012年10月17日
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m5se-att/2r9852000002m5tv.pdf>

十分な場合、生活保護以外に生活を確保する手段が実質的になかったが、この自立支援法を通じて様々な支援が受けられるようになる。

第二に、すべての生活困窮者を対象とし、介護問題を抱えた失業者などの多問題世帯、障害者手

帳を持たない障害者等ボーダー層をも包括する総合的な支援が可能となる。

第三に、中間的就労のような幅の広い就労支援策が実施できる。

第四に、財政的・組織的な基盤の弱い生活困窮者支援をする民間団体が、これらの支援を行政から受託することによって組織基盤を安定化できるだろう。

イ 自立支援法案の問題点

一方、自立支援法案の問題点として次の五点が挙げられる。

第一に、最低賃金を支払わない中間的就労のような就労支援策が普及することにより、労働者を搾取したり、底辺労働の労働条件を悪化させたりする恐れがある。

第二に、すべての生活困窮者を対象とするため、自立相談支援事業を担う職員には、高齢者・障害者・子ども・一人親など分野を問わない総合的な知識や技術が求められる。このような専門家をしっかりと養成し、配置していくことができるかが課題である。

第三に、自立相談支援事業が本来は生活保護を利用したい人や利用した方が良い人に対しても、生活保護の利用を抑制する恐れがある。これについては、東京都新宿区がホームレスの人の生活保護を拒否してホームレス自立支援法の支援センターを利用させた新宿七夕訴訟（二〇一二年）の

ような先例が現にある。

第四に、生活困窮者の相談支援がNPOや社会福祉法人などに民間委託されることによって、福祉事務所の相談支援機能が低下する恐れがある。

特に、生活保護の利用者も自立相談支援事業の事業を行うことができるというので、福祉事務所のケースワーカーはますますケースワークをしなくなる可能性がある。その結果、福祉事務所は単に金銭給付業務だけの機関になってしまう。これでは貧困問題に対する国の公的責任を後退させてしまうだろう。そうならないためには、自立相談支援事業の利用者のアセスメントの際、生活保護基準以下の生活状況に置かれているかどうかを確認して、生活保護の利用申請を促す等の対応が必要である。もしそれができないなら、単なる生活保護の利用抑制装置と化してしまうだろう。

4. 生活保護の在り方について考える

生活保護基準は厚生労働大臣が決めることになっており（生活保護法第八条）、生活保護基準の切り下げはすでに確定し、この八月から実施される。一方、生活保護法改正法案や生活困窮者自立支援法案は春の国会で成立しなかったため、次の国会で成立する見込みである。そのため、この時間的な猶予を利用して、これまで説明してきたような各法案の問題点をしっかりと議論して対応策を考えておく必要がある。それと同時に、今後

の生活保護の在り方について検討するには、次の点を議論していく必要がある。

第一に、生活保護を受けることができる人のうち、実際に利用している人の割合である「捕捉率」が、ヨーロッパ諸国では六〇九割と高いが、日本では一〇二割程度しかないことが明らかに becoming している。つまり、日本では憲法第二十五条で最低生活保障という生存権という国民の権利が規定されているが、ほとんどその権利が守られていないことが証明されているのである。改正法案はさらにこの捕捉率を引き下げようとしているようであるが、本来追求すべきことは捕捉率を高めることである。貧困にある人を放置せず、公正・公平に必要な人に制度の利用につなげ、国民の権利を守るものが求められる。

第二に、社会保障制度全体の拡充である。生活保護の利用者の約八割は高齢者と傷病・障害者であり、これらの人々が生活保護を利用するのは、本来対応すべき年金制度が不十分だからである。

また、本来は国交省の住宅政策や文科省の教育政策で低所得者への対策を講じるべきところであるが、それがなされず生活保護の住宅扶助や教育扶助などで厚労省がそれらの欠陥を埋め合わせている。つまり、多くの人に影響する第一のセーフティネットが穴だらけでは、第二（自立支援法案）、第三（生活保護法）のセーフティネットを充実させても解決は困難である。社会保障全体の底上げが求められる。

第三に、福祉事務所やケースワーカーが最後の

セーフティネットを担う姿勢を持つことである。

北海道では、一九八〇年代に母子世帯の母親の餓死事件、二〇一二年に札幌市白石区姉妹死亡事件、さらに同年生活困窮にある母娘の自殺事件が起きた。どちらも生活保護の相談に行ったり、元利用者であったりした。もう少し生活保護が利用しやすいものであれば、また、職員の対応がもう少し積極的なものであれば、このような悲惨な事件は防ぐことができたのではないか。このような惨劇を繰り返さないために、福祉事務所・ケースワーカーの援助体制や力量を高める努力が必要である。最終的に国民の生活と命を左右する生活保護だからこそ、その対応は手遅れにならないよう積極的な対応が望まれる。

法案成立が伸びたいまだからこそ、本当に求められる制度改革とは何かを今一度考えていく機会にしたい。

【付記】

本研究はJSPS科研費(23730534)の助成を受けたものである。

【注】

(1) 同資料によれば、「見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度となるように調整する。」とされている。

(2) 厚生労働省(二〇一三)「第一二回部会における委員の依頼資料」『第一三回生活保護基準部会資料』二〇一三年一月一八日。

料』二〇一三年一月一八日。

(3) 朝日新聞(二〇一三年一月二五日期刊)「生活保護850億円削減 安倍政権方針、3年かけて」。

(4) 厚生労働省(二〇一二)「第一〇回部会における委員の依頼資料」『第一回生活保護基準部会資料』二〇一二年一月九日、および、厚生労働省(二〇一三)「生活保護基準部会報告書」二〇一三年一月一八日。

(5) 北海道新聞(二〇一三年五月八日)「生活扶助『減らし過ぎ』 300億円過大 専門家指摘」および中日新聞(二〇一三年五月二六日)「生活保護の支給減額 弱者の実情無視した算出」(白井康彦記者)を参照。

(6) 厚生労働省(二〇一一)『生活保護基準部会資料』二〇一一年九月二七日資料および二〇一一年一月四日資料、金澤(二〇一二)四四～四六頁を参照。

(7) 厚生労働省(二〇一三)「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)」二〇一三年二月一九日。

(8) 財務省(二〇一二)「社会保障予算(生活保護、年金等)」(財務省主計局)『財政制度審議会・財政制度分科会資料』二〇一二年一〇月二二日。

(9) 厚生労働省(二〇一三)「生活保護関係全国係長会議資料」二〇一三年五月二〇日。

(10) 国立社会保障人口問題研究所「扶助別被保護実世帯数の年次推移」「生活保護」に関する公的統計データ一覧』より。

<http://www.ipss.go.jp/s-info/seiho/seiho.asp>

(11) 厚生労働省(二〇一三)「新たな生活困窮者支援体系について」『社会・援護局関係主管課長会議資料』二〇一三年三月一日。特に五十嵐(二〇一三)が生活困窮者自立支援の具体的な内容や課題について整理しており、参考になる。

(12) 厚生労働省(二〇一二)「生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの方向性について」『第一回生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料』二〇一二年四月二六日。

(13) 自立相談支援事業の具体的な内容については、北海道総合研究調査会(二〇一二)が参考になる。

(14) 日本弁護士会(二〇一二)「今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているのか?」一頁。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikahogo_qa.pdf

【主な参考文献】

- ・ 金澤誠一(二〇一二)『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社
- ・ 厚生労働省(二〇一三)『生活保護関係全国係長会議資料』二〇一三年五月二〇日
- ・ 厚生労働省(二〇一二)『社会援護局主管関係課長会議資料「新たな生活困窮者支援体系について」』二〇一三年三月一日
- ・ 厚生労働省(二〇一二)『平成二四年厚生労働白書』
- ・ 北海道総合研究調査会(HIT)(二〇一三)『生活困窮自立促進プロセス構築モデル事業統括委員会報告』
- ・ 五十嵐智嘉子(二〇一三)「生活困窮者支援の仕組み」「しゃりばり」第三七五号所収、北海道総合研究調査会
- ・ 釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会(二〇〇九)『希望をもって生きる…生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』CLC

へきのした たけのり・北星学園大学社会福祉学部准教授